

[事案 2021-206] 新契約無効請求

・令和4年5月27日 和解成立

<事案の概要>

無断で契約を成立させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年12月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人とは一度も会ったことがない。
- (2) 夫と募集人が無断で契約を成立させており、自分は申込時に同席しておらず、申込書に署名をしていない。募集人は、署名が夫の代筆であることを認識している。
- (3) 自分は、フルネームの印鑑しか使用していないが、申込書に押印されている印鑑は名字だけであり、自分の印鑑ではない。勝手に印鑑が用意され、申込書に押印されている。
- (4) 本契約の存在は、夫の死亡後に保険会社から保険料払込の案内があったときに初めて知り、保険証券は見たこともない。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることで解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。